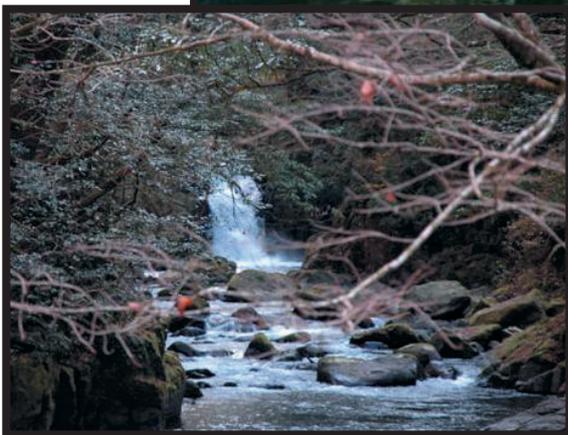


# 協会ニュース No.21

平成19年2月1日発行

きれいな水を未来に



JQA-EM3470

熊本県知事指定検査機関

社団法人 **熊本県浄化槽協会**

本部 / 〒862-0965 熊本市田井島3丁目9番18号  
TEL (096) 370-3355 FAX (096) 370-3388

URL <http://johkasou.jp/>

## 目次

1. 会長挨拶 .....	2
2. 特集 第20回全国浄化槽技術研究集会 熊本大会 .....	3
1) 浄化槽検査員研究会 (島田副会長 報告) .....	4
2) 行政担当者研究会 .....	4
3) 研究発表会 .....	5
4) 全国浄化槽技術研究集会 (本大会) .....	6
3. 浄化槽運用指針 .....	7 ~ 11
4. 行政だより .....	12
5. 平成19年度浄化槽推進関係予算案 .....	13
6. 地域別連絡会議開催報告 .....	14
7. ホームページ開設について .....	15
8. 熊本工業高校インターンシップ .....	15
9. 新事務所移転について .....	16
10. 編集後記 .....	16



## ご挨拶

新年明けましておめでとうございます。皆様お揃いで輝かしい初春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は当協会運営に対し格別のご協力を賜り深く感謝申し上げます。特筆すべきは「第20回全国浄化槽技術研究集会」並びに同時開催の浄化槽フォーラム・熊本での「トップセミナー」共に盛会の中に終了し、多くの県民の方々にも生活排水処理の重要性やその中でも特に浄化槽が持つ経済性、速効性等が如何に有効な対策であるかを広くお伝えすることが出来たと思います。これを機に協会といたしましても、浄化槽の普及促進や法定検査率の向上に全力をつくして参ります。

又、本年は長年の懸案事項であり、昨年より本格的に取り組み始めました事務所移転問題に決着をつけられますよう、現在理事会等で協議を重ねながら会員各位の承認を頂くべく準備を整えつつあります。その時機が参りました折には、皆様方の絶大なるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。一日も早い新会館の完成を夢見つつ、本年が皆様にとってより良き年となりますようご祈念申し上げ、年頭のご挨拶といたします。

社団法人 熊本県浄化槽協会

会長 横山 英生



## 第20回全国浄化槽技術研究集会

去る10月4・5日熊本全日空ホテルニュースカイを会場に、「全国浄化槽技術研究集会」が開催されました。

当研究集会は、今回で20回を迎え、「浄化槽の日」の関連行事として毎年10月に開催されています。全国の浄化槽関係者が一堂に会し、浄化槽に関わる講演や研究発表等が行われ、熊本大会には2日間で延べ1800名の関係者の参加があり、大変有意義な情報交換の場となりました。

日時：平成18年10月4日(水)～5日(木)

場所：熊本市（熊本全日空ホテルニュースカイ）

主催：財団法人 日本環境整備教育センター

内容：

4日	11：00 ～ 17：05	浄化槽行政担当者研究会
	13：10 ～ 17：05	浄化槽検査員研究会
5日	9：15 ～ 11：30	研究発表会
	11：00 ～ 12：15	浄化槽トップセミナー・熊本
	13：00 ～ 15：35	全国浄化槽技術研究集会



## 浄化槽検査員研究会

今回で17回目を迎えた浄化槽検査員研究会では、65指定検査機関から218名の検査員が参加して、各機関の取り組みや新技術への対応についての講演が行われました。当協会からは、島田好久副会長が「信頼性確保のための浄化槽運用指針の策定」について報告され、会場は大変盛況で、会場の外にも聴取する人が出るほどでした。

### 「信頼性確保のための浄化槽運用指針の策定」報告の概要

昨年1月、11条検査の実施率向上を目的に立ち上げたワーキンググループ(当協会の法定検査会の諮問機関)が、浄化槽設置者の信頼性を確保するため、製造・施工・保守点検および清掃、法定検査に関わる浄化槽関係者が行わなければならない内容・役割等について一元化した浄化槽技術マニュアルの策定を求めたことから、当協会が、熊本県・熊本市・熊本県合併処理浄化槽普及促進協議会の助言を得ながら、策定した「浄化槽運用指針」の経緯やその内容についての詳しい説明がありました。

「浄化槽運用指針」は、P7-11に掲載しております。



\*\*\*\*\*

## 行政担当者研究会



「浄化槽法改正に伴う地方行政の動き」と題したパネルディスカッションが行われました。

司会進行を(財)日本環境整備教育センター調査研究部長・国安克彦氏、環境省、宮城県、岐阜県、兵庫県、鹿児島県の担当者がパネラーとなり、平成17年度浄化槽法改正の概要、法定検査未受検者に対する指導通知等の報告がされました。

## 研究発表会

「研究発表会」は3会場で、検査機関による水質改善事例、受検率向上への試みや検査実施で得られた諸知見、また大学研究機関による浄化槽処理能力や効果に係わる諸研究、保健所からは放流水質の排出調査等々の内容で合計22課題の発表が行われました。

熊本地域からは、当協会から野口憲行検査員、菊池保健所から浦田伸二氏、熊本県立大学から中川修平氏の発表がありました。

### 「生分解性プラスチックを水素供与体 とした脱窒実験について」

社団法人熊本県浄化槽協会 検査部 野口 憲行

アクアリウム水槽の脱窒フィルターからヒントを得たという今回の研究発表は、浄化槽内での脱窒条件としてBOD/T-N比が3倍以上であることに着目、メタノール等に代わる水素供与体としての生分解性プラスチックの有効性をさぐるとのテーマで行われました。実験は、2mm幅にした生分解性プラスチックの束を4施設の浄化槽に7週間にわたり投入、各週のBOD・T-N値の変動を観察する方法で行われました。結果、投入量・メンテナンス等の課題は出たものの、水素供与体としての生分解性プラスチックの可能性を示す報告となりました。



### 「浄化槽の処理式別、放流水に含まれる 窒素・リンの排水状況調査について」

熊本県菊池保健所 衛生環境課 浦田 伸二氏

研究発表は、「有明海・八代海再生に向けた熊本県計画」を背景に、公共用水域に及ぼす窒素・リンの汚濁負荷量を把握し、今後の浄化槽整備の方向性を検討する目的で行われました。調査より、高度処理浄化槽の性能が評価され、今後の設置促進を図るとともに、既設の浄化槽については、窒素・リンの除去を目的とした二次処理装置の研究・開発が緊急の課題であるとの報告がありました。

### 「合併処理浄化槽のエストロゲンと アンドロゲンの挙動と浄化槽の性能 評価について」

熊本県立大学 環境共生学部 中川 修平氏

研究発表は、エストロゲンによる水生生物の雌性化への関心の高まりを背景に、人畜由来ホルモンの排出源として浄化槽に着目し、その除去性能を評価する目的で行われました。実験は、当協会協力のもとに熊本市内1箇所の家庭用合併処理浄化槽から試料を採取、5種類のエストロゲン・アンドロゲンを測定して行われました。結果、浄化槽内の性ホルモン・エストロゲンの除去率は、下水道と同等であるとの報告がありました。



研究発表の詳しい内容については、協会ホームページに掲載しております。

## 全国浄化槽技術研究集会（本大会）

2日目午後1時より開催された、全国浄化槽技術研究集会には1190名余りの浄化槽関係者が出席し、盛大に行われました。

来賓には、各省庁をはじめ、熊本市長・幸山政史氏からの祝辞を頂きました。

式典では、浄化槽研究奨励・楠本賞の贈呈が行われ、「GPS携帯を利用した検査データ処理システム」（社団法人徳島県環境技術センター・空保恭章氏）が、最優秀課題に選ばれ、表彰状ならびに奨励金が授与されました。



### パネルディスカッション

式典の後には、「浄化槽のさらなる信頼性の確保に向けて」と題するパネルディスカッションが行われました。

(株)宮崎環境センター・長友民雄氏、魚津清掃公社・廣瀬和夫氏、八代市市民環境部環境課長・宮川正則氏、3名がパネラーとなり、浄化槽行政や業務実態の地方自治体による格差や、関係事業者の地域の水環境に対する具体的な指標による情報共有化等が課題となりました。信頼性の確保には、設置者との対話(情報交換)が必要であるとした上で、地方自治体の指導・監督等を求める要望が出るなど、活発な意見交換が行われました。



**平成19年度全国浄化槽技術研究集会は青森県青森市で開催!!**

## 「浄化槽運用指針」

### (目的)

第1 この運用指針は、浄化槽の設置、施工、保守点検及び清掃、法定検査など浄化槽の維持管理に関する業務がシステムとして適正に機能するために、浄化槽法（「法」）等関係法令の規定を踏まえて、浄化槽関係者の役割を明確に定めるとともに、施工、保守点検及び清掃並びに法定検査における技術上のマニュアルを示す。もって、浄化槽の維持管理等について浄化槽管理者の信頼を得るとともに、浄化槽によるし尿及び生活雑排水の適正な処理が図られ、熊本県の公共用水域の水質の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

### (適用範囲)

第2 この運用指針は、次に掲げる浄化槽関係者について適用する。

- |                   |  |
|-------------------|--|
| (1) 浄化槽管理者        | 浄化槽の設置者、所有者、使用者など浄化槽の管理に責任のある者         |
| (2) 浄化槽製造業者       | 国土交通大臣の認定を受けて浄化槽を製造する事業を営む者            |
| (3) 浄化槽工事業業者      | 熊本県知事の登録を受けて浄化槽工事業を営む者                 |
| (4) 浄化槽保守点検業者     | 熊本県知事（熊本市にあっては熊本市長）の登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者 |
| (5) 浄化槽清掃業者       | 市町村長の許可を受けて浄化槽清掃業を営む者                  |
| (6) 社団法人熊本県浄化槽協会  | 熊本県知事の指定を受けて法定検査業を営む者                  |
| (7) 設計及び建設業者      |  |
| (8) 不動産業者及び建築建売業者 |  |

### (浄化槽関係者の役割)

第3 浄化槽関係者は、浄化槽の販売、設置、施工、保守点検、清掃、法定検査（法第7条の規定に基づく設置後の水質検査「7条検査」及び法第11条の規定に基づく定期検査「11条検査」）の各段階において、関係法令等を遵守するとともに、次に規定する事項を守らなければならない。

#### 1 浄化槽の販売段階

浄化槽販売者（浄化槽製造業者、浄化槽工事業業者、設計業者、不動産販売業者、建築建売業者など浄化槽を販売する者）

- (ア) 浄化槽管理者に対し、設置、施工、保守点検、清掃、法定検査等において、守らなければならない事項のほか、浄化槽の使用法、保守点検の方法等を記載した説明書等を浄化槽の販売時に交付し、説明を行うこと。
- (イ) 浄化槽工事業業者及び浄化槽保守点検業者に対し、設置、施工、保守点検、清掃、法定検査等において、浄化槽管理者が守らなければならない事項について説明すること。

#### 2 浄化槽の設置・施工段階

##### (1) 設置・施工・使用開始時

##### ア. 浄化槽管理者

- (ア) 浄化槽を適正に設置すること。
- (イ) 浄化槽を設置しようとするときは法第5条の規定により適正に届け出ること。
- (ウ) 当該浄化槽の使用を廃止したときは法第11条の2の規定により適正に届け出ること。

イ. 浄化槽工事業者

- (ア) 浄化槽工事を請負った場合、当該浄化槽に係る設置手続きについて浄化槽管理者に説明し、速やかにその手続きを行うこと。
- (イ) 工事完了検査及び7条検査、11条検査、保守点検、清掃について浄化槽管理者に十分説明をすること。また、工事完了検査又は、7条検査の手続きの代行を浄化槽管理者から頼まれたときは速やかに行うこと。
- (ウ) 浄化槽の普及促進に努め、浄化槽管理者から補助申請の手続きを頼まれたときは速やかに行うこと。
- (エ) 設置手続きが完了したことを確認した後、浄化槽協会が定める「浄化槽工事の技術上の実務マニュアル」に従って適正に施工すること。
- (オ) 浄化槽工事の現場ごとに、標識を掲示すること。

ウ. 浄化槽販売者

- (ア) 浄化槽設置手続きの徹底と施工状況の把握に努めること。
- (イ) 浄化槽工事業者に対し、必要に応じて浄化槽の工事方法等について、技術指導を行うこと。
- (ウ) 社団法人熊本県浄化槽協会（「浄化槽協会」）より現場指導の依頼があった場合は、速やかに対応を行うこと。

(2) 工事完了・使用開始前後

ア. 浄化槽工事業者

- (ア) 浄化槽工事を完了したときには、速やかにその旨を当該浄化槽の管理者及び当該浄化槽保守点検業者に連絡すること。
- (イ) 法施行規則第5条第1項の規定に基づく最初の保守点検を行う時まで、当該浄化槽の保守点検業者に維持管理に必要な書類を送付すること。また、浄化槽管理者に浄化槽使用開始報告書の提出について説明するとともに、求めに応じ速やかにその手続きを行うこと。

イ. 浄化槽管理者

- (ア) 最初の保守点検を浄化槽の使用開始直前に行なわなければならない。
- (イ) 法施行規則第1条の「使用に関する準則」に従って適正に浄化槽を使用しなければならない。
- (ウ) 使用開始後30日以内に浄化槽使用開始報告書の提出を行うこと。
- (エ) 浄化槽に異常を認めた場合は、速やかに保守点検業者へ連絡を行うこと。

ウ. 浄化槽販売者

- (ア) 浄化槽保守点検業者に対し、必要に応じて浄化槽の使用方法、保守点検方法等について技術指導を行うこと。
- (イ) 販売した浄化槽について苦情などが発生した場合は、誠意をもって対応すること。

3 浄化槽の保守点検段階

保守点検は、浄化槽の点検、調整またはこれらに伴う修理をする作業で、定期的を実施することが義務づけられており、浄化槽の正常な機能を維持するために必要不可欠の業務である。

## ア. 浄化槽管理者

- (ア) 適正な保守点検を行うこと。
- (イ) 保守点検を保守点検業者に委託することができる。
- (ウ) 保守点検の記録を作成し、3年間保存すること。
- (エ) 501人槽以上の浄化槽管理者は、環境省令で定める技術管理者を置くこと。

## イ. 保守点検業者

- (ア) 浄化槽協会が定める「保守点検及び清掃の技術上の実務マニュアル」に従って適正に浄化槽の保守点検を行うこと。
- (イ) 浄化槽の特徴、使用の方法、保守点検、清掃、7条検査、11条検査及び故障時の連絡先等について、浄化槽管理者に説明を行うこと。
- (ウ) 11条検査の手続きを浄化槽管理者から頼まれたときは、速やかに行うこと。
- (エ) 浄化槽の普及に努め、浄化槽管理者から補助申請の手続きを頼まれたときは、速やかに行うこと。
- (オ) 浄化槽販売者とよく連携をとり、技術の習得、故障時の対応及び商品の供給体制の確立に努めること。
- (カ) 前回清掃日から1年経過するころ、又は前回清掃日から1年以内であっても清掃が必要になった場合は、浄化槽管理者に報告した後、浄化槽清掃業者へ速やかに連絡を行うこと。
- (キ) 浄化槽の廃止が確認できたときは、その旨、熊本県又は熊本市に連絡すること。

## 4 浄化槽の清掃段階

清掃は、浄化槽内に生じた汚泥、スラム等の引出し、その引出し後の槽内の汚泥等の調整並びにこれらに伴う単位装置及び付属機器類の洗浄、掃除等を行う作業で、少なくとも毎年1回清掃を行う（全ばっ気方式及び膜分離活性汚泥方式については、概ね6月に1回以上とする）ことが義務づけられており、浄化槽の正常な機能を維持するために必要不可欠な業務である。

## ア 浄化槽管理者

- (ア) 適正な清掃を行うこと。
- (イ) 浄化槽の清掃を浄化槽清掃業者に委託することができる。
- (ウ) 浄化槽の清掃の記録を作成し、3年間保存すること。

## イ. 清掃業者

- (ア) 浄化槽協会が定める「保守点検及び清掃の技術上の実務マニュアル」に従って適正に浄化槽の清掃を行うこと。
- (イ) 浄化槽の特徴、使用方法、保守点検、清掃、7条検査及び11条検査等について浄化槽管理者に説明を行うこと。
- (ウ) 浄化槽管理者から11条検査の手続きを頼まれたときは、速やかに行うこと。
- (エ) 浄化槽の廃止が確認できたときは、その旨、熊本県又は熊本市に連絡を行うこと。
- (オ) 浄化槽の適正な維持管理について、保守点検業者と緊密な連携をとること。

## 5 浄化槽の法定検査段階

法定検査（7条検査及び11条検査）は、当該浄化槽が適正に設置され、また、保守点検及び清掃が適

正に実施され、浄化槽の機能が正常に発揮されているか否かについて判断するために行うものである。浄化槽管理者は、受検が義務付けられている。浄化槽法の改正により、平成18年2月1日から法定検査未受検者に対する罰則が定められた。

ア. 浄化槽管理者

- (ア) 7条検査は浄化槽の使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月間以内に、また、11条検査は毎年1回、受検すること。
- (イ) 7条検査の受検手続きは、浄化槽工事業者へ委託することができる。
- (ウ) 11条検査の受検手続きは、浄化槽保守点検業者若しくは浄化槽清掃業者へ委託することができる。
- (エ) 浄化槽の法定検査においては保守点検及び清掃の記録票を閲覧できるようにすること。
- (オ) 法定検査結果書の内容について必要に応じ、保守点検及び清掃業者へ報告すること。
- (カ) 7条検査及び11条検査の結果、改善が必要と認められたときは、速やかに所要の措置を講じること。

イ. 浄化槽工事業者

- (ア) 7条検査の手続きの代行を浄化槽管理者から頼まれたときは速やかに行うこと。
- (イ) 浄化槽協会から法定検査結果書の報告を受けたときは、必要に応じて、速やかに改善等所要の措置を講じること。

ウ. 浄化槽保守点検業者

- (ア) 11条検査の手続きの代行を浄化槽管理者から頼まれたときは速やかに行うこと。
- (イ) 浄化槽協会若しくは浄化槽管理者から法定検査結果書の報告を受けたときは、必要に応じて、速やかに改善等所要の措置を講じること。

エ. 浄化槽清掃業者

- (ア) 11条検査の手続きの代行を浄化槽管理者から頼まれたときは速やかに行うこと。
- (イ) 浄化槽協会若しくは浄化槽管理者から法定検査結果書の報告を受けたときは、必要に応じて、速やかに改善等所要の措置を講じること。

オ. 浄化槽協会

- (ア) 浄化槽協会が定める「法定検査の技術上の実務マニュアル」に従って、適正に浄化槽の法定検査を行うこと。
- (イ) 7条検査及び11条検査の目的を充分認識し、浄化槽管理者等から検査の依頼を受けたときは、速やかに検査を実施すること。
- (ウ) 法定検査結果について、「法定検査の技術上の実務マニュアル」に基づき、厳正に判定し、その結果を法定検査結果書として作成すること。
- (エ) 法定検査結果書を速やかに浄化槽管理者、県・熊本市及び必要に応じ維持管理関係業者に報告すること。
- (オ) 法定検査の未受検者については、県及び熊本市に所要の指導等を要請すること。
- (カ) 法定検査結果等に関する情報は、業務の効率化の観点からデータベース化に心がけるとともに、そのデータは、個人情報保護管理規程等に基づき適正に管理すること。

- (キ) 法定検査の結果、必要に応じて、速やかに保守点検業者、清掃業者等と連携を取りながら所要の措置を講じること。
- (ク) 法定検査結果は、定期的に「法定検査会」へ報告すること。
- (ケ) 法定検査の信頼性を向上するために、精度管理システム等の導入や内部チェック体制を整備するとともに、常に検査員等の検査技術力の向上に努めること。

#### (浄化槽の普及啓発等)

第4 浄化槽工事業者、浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者は、浄化槽の普及促進に努めるとともに、技術力の維持向上に、最大限努めるほか、浄化槽協会等が開催する浄化槽管理者（浄化槽設置予定者を含む）に対する講習会等に積極的に協力すること。

2 浄化槽協会は、浄化槽の普及促進に努めるほか、浄化槽の維持管理等が適正に行われるために、浄化槽管理者に対する講習会等を開催するとともに、技術力向上のために、浄化槽工事業者、浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者に対する講習会等を開催すること。

#### (浄化槽の技術マニュアル集)

第5 浄化槽は、設置及び維持管理等が適正であることによりはじめてその機能が十分に発揮されるものであることから、浄化槽協会は、浄化槽の設置及び維持管理等が適正に行われるための指針となる「浄化槽の技術上の実務マニュアル集」を、浄化槽の施工、保守点検及び清掃、法定検査の段階ごとに作成する。

##### (1) 浄化槽の施工について

浄化槽の工事を適正に行うために、「浄化槽工事の技術上の実務マニュアル」を定めるものとする。

##### (2) 浄化槽の保守点検及び清掃について

浄化槽の保守点検及び清掃を適正に行うために、「保守点検及び清掃の技術上の実務マニュアル」を定めるものとする。

##### (3) 浄化槽の法定検査について

7条検査及び11条検査を適正に行うために、「法定検査の技術上の実務マニュアル」を定めるものとする。

#### 1. 今後の活用等

上記の経緯等により『浄化槽運用指針』が策定された。今後、この指針で明らかにされている事項が県内の関係者により統一的に活用され、また、浄化槽関係者が定められた各々の役割や責務を果たすことが浄化槽の更なる信頼性の確保に繋がるものとして期待するとともに公共用水域の水環境保全に役立てていきたいと考える。



## 熊本県から一部市町村への 浄化槽法に基づく事務・権限の移譲について

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例が一部改正され、平成19年4月1日から次の浄化槽法に基づく事務について、下記の市町村が処理することとなりました。

- (1) 法第5条第1項の規定による届出の受理及び経由に関する事務
- (2) 法第5条第2項の規定による勧告に関する事務
- (3) 法第5条第4項ただし書の規定による通知に関する事務
- (4) 法第7条第2項の規定による水質検査の報告の受理に関する事務（法第11条第2項において準用する場合を含む。）
- (5) 法第7条の2第1項の規定による指導及び助言に関する事務
- (6) 法第7条の2第2項の規定による勧告に関する事務
- (7) 法第7条の2第3項の規定による措置命令に関する事務
- (8) 法第10条の2第1項の規定による使用開始の報告書の受理に関する事務
- (9) 法第10条の2第2項の規定による技術管理者の変更の報告書の受理に関する事務
- (10) 法第10条の2第3項の規定による浄化槽管理者の変更の報告書の受理に関する事務
- (11) 法第11条の2の規定による使用の廃止の届出の受理に関する事務
- (12) 法第12条第1項の規定による保守点検又は清掃についての助言、指導又は勧告に関する事務
- (13) 法第12条第2項の規定による保守点検又は清掃についての改善措置又は使用停止の命令に関する事務
- (14) 法第12条の2第1項の規定による指導及び助言に関する事務
- (15) 法第12条の2第2項の規定による勧告に関する事務
- (16) 法第12条の2第3項の規定による措置命令に関する事務
- (17) 法第53条第1項の規定による報告の徴収に関する事務（(1)から(16)までに掲げる事務に係るものに限る。）
- (18) 法第53条第2項の規定による立入検査又は質問に関する事務（(1)から(16)までに掲げる事務に係るものに限る。）

### 権限移譲先

人吉市、山鹿市、宇土市、大津町、菊陽町、御船町、嘉島町、益城町、山都町、  
氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、  
山江村、球磨村、あさぎり町

## 平成19年度浄化槽推進関係予算(案)の概要

1. 健全な水環境に資する浄化槽の整備促進 26,429百万円  
 循環型社会形成推進交付金13,296百万円  
 ・市町村の自主性と創意工夫をいかながら浄化槽の整備を推進。  
 地域再生基盤強化交付金（污水处理施設整備交付金を含む）  
 （内閣府に計上）総額141,833百万円の内数 13,133百万円  
 ・地域再生計画に基づいて、環境省・農林水産省・国土交通省所管にまたがる  
 污水处理施設の整備を推進。

### 浄化槽整備事業の内訳

[単位：百万円]

	平成18年度予算額	平成19年度予算(案)	対前年度比%
浄化槽整備事業総額	(27,235) 26,429	(27,109) 26,429	99.5 100.0
循環型社会形成推進交付金	(14,485) 13,679	(13,976) 13,296	(96.5) 97.2
地域再生基盤強化交付金 （污水处理施設整備交付金）	12,750	13,133	103.0

注1：上段（ ）は、内閣府 [沖縄]、国土交通省 [北海道、離島] 計上分を含めた額。

2：地域再生基盤強化交付金（污水处理施設整備交付金を含む）は、総額141,833百万円を内閣府に計上。

2. 国の支援措置の充実・強化のための助成制度の見直し  
 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に対する助成の拡大  
 対象地域の拡大  
 「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律で指定する地域」を追加。  
 対象単独処理浄化槽の拡大  
 「使用開始後20年以内の単独処理浄化槽」に改める。  
 浄化槽設置整備事業（個人設置型）における計画策定調査費の創設  
 浄化槽設置整備事業（個人設置型）についても、計画策定・調査（指定検査機関等に委託する場合を含む）に要する費用を助成の対象とする。  
 浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）の助成要件の緩和  
 地形等の特殊状況により戸別に浄化槽を設置できない場合に、複数戸ごとの浄化槽の設置を助成の対象とする。
3. 基準額の適正化  
 通常型浄化槽の基準額について実勢価格を参考に適正化を図る。
4. 浄化槽整備のための支援強化 67百万円  
 浄化槽整備推進事業の推進  
 経済性・効率性に優れた浄化槽設備の効果や維持管理の重要性についての理解を一層進めるため、民間団体等と連携しつつ普及啓発事業等を実施する。  
 污水处理施設の効率的整備促進に関する調査  
 浄化槽等の整備について、実態調査や効率的な手法等に関する調査を行う。  
 また、IT技術の利用等を通じた効果的な方策の調査等を行う。

## 平成18年度 地域（保健所別）連絡会議 報告

浄化槽に関する、行政、業界、協会が一同に会する年1回の会議として始まったこの地域（保健所別）連絡会議も本年度で9回目を数えることになりました。

本年度も、全11支部において県内42市町村浄化槽担当者の出席のもと開催され、当日は、県土木部下水環境課からも出席を頂き「生活排水処理施設整備構想について」とのテーマで説明が行われたほか、県内各保健所からも「保健所における浄化槽行政について」とのテーマで説明を頂き、各分野の意見交換や情報の提供などの場として開催されました。

また、当協会からも各部会からの報告のほか、10月に熊本県において開催されました「第20回全国浄化槽技術研究集会」のご案内を始め、様々な取り組みについて報告を行い協会の活動についても周知を行ったところであります。

なお、本年度の出席状況及び議題につきましては下記をご参照下さい。

（出席状況一覧）

	熊本	有明	山鹿	菊池	阿蘇	御船	宇城	八代	水俣	人吉	天草	計
市町村出席数	1/1	6/6	2/2	3/4	5/7	5/5	3/5	2/2	3/3	9/10	3/3	42/48
会員出席数 (H18)	34/68	13/21	9/15	9/11	4/16	20/23	25/36	22/40	13/18	17/32	41/54	207/334

### 『平成18年度 地域（保健所別）連絡会議議題』

- 県関係
- ・生活排水処理施設整備構想について（県 土木部下水環境課）
  - ・保健所に於ける浄化槽行政について（保健所）

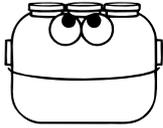
- 部会関係
- ・市町村及び支部へのメーカー説明会について（製造部会）
  - ・浄化槽施工の際の標識の掲示の徹底について（施工部会）
  - ・浄化槽運用指針への取り組みについて（維持管理部会）

報告事項

- （協会関係）
- 浄化槽運用指針について
  - 第20回全国浄化槽技術研究集会について
  - 浄化槽の放流水質及び計量証明事業について
  - 道交法の一部が改正に伴う協会対応について
  - 事務所移転等について
  - その他

## ホームページ開設について

ホームページのリニューアルから3ヶ月が経ちました。設置者や業者の方からも、今ホームページを見て電話しているのだが・・・など、反響を感じられる場面も増えてきて、浄化槽業務に役立っている事を実感でき、嬉しいかぎりです。現在、下記のような案内を検査結果と共に全設置者へ送付しています。

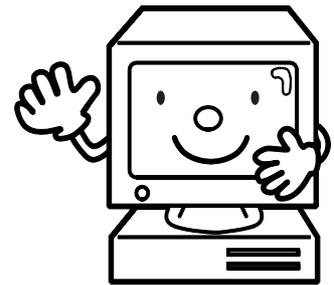


### 浄化槽をご使用のみなさまへ

日頃は浄化槽をご使用いただきありがとうございます。  
 (社)熊本県浄化槽協会では新たにホームページを開設いたしました。みなさまの浄化槽に関する疑問や不安などを少しでも解消できればと考えております。

また「水の都くまもと」についてもご案内しております。お子様には楽しいゲームやクイズもあります。ぜひ協会ホームページに遊びにきてください。

協会URL : <http://johkasou.jp/>

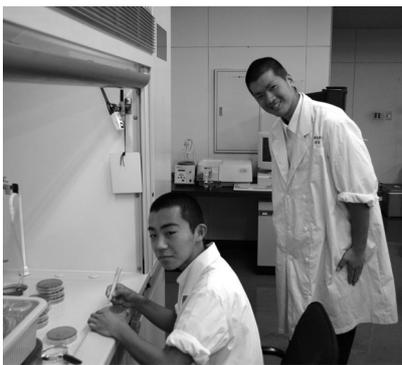


今後も色々な情報を提供していきます。是非、皆様からのご意見ご要望をお待ちしております。  
 ホームページ担当より

## インターンシップ就業体験

去る12月4日(月)から8日(金)の5日間、熊本工業高校 工業化学科の生徒2名を迎え入れました。就業体験は、4・5日にBOD検査業務、6日に大腸菌群数実験、7・8日に現場実習・事務作業の日程で行い、浄化槽の性能・法定検査の実情を肌で感じてもらえたようです。

生徒たちは、5日間を通し、明るく、元気な態度で職員に接し、作業の説明を真剣に聴き、積極的な態度で業務に取り組んでくれました。



(実習内容)

工業化学科 石本 成

浄化槽の仕組みと役割について学び、家庭から出た汚水は家が密集していない所では浄化槽で処理されている。浄化槽にはBOD90mg/ℓの性能の単独処理浄化槽とBOD20mg/ℓの性能の合併処理浄化槽がある。水質の判断基準はCL<sub>2</sub>とBODが重要で値が決められている。浄化槽は好機性微生物と嫌気性微生物が汚れを食べて水がきれいになる仕組みだった。配管を流れている汚水は塩素によって消毒されて放流されている。浄化槽はメーカーによって種類が異なり、住んでいる人数で大きさが違う。最近では、赤潮の原因でもある窒素も取り除ける最新型の浄化槽も開発されている。

(感想及び反省点)

工業化学科 渡辺 大也

今回のインターンシップでは、初日の午前中に浄化槽に関する講義を聴いて、浄化槽の大切さが分かりました。午後からは作業の1つ1つを自分たちに分かりやすく説明していただいたので、失敗することなく作業が出来ました。

2・3日目は作業内容を理解していたため、自分から進んで作業が出来たと思います。大腸菌の数を調査する実習では、自分でシャーレを作り、大腸菌を数えることができてとてもよい体験になりました。4・5日目の検査現場への同行では、普段見ることが出来ない浄化槽の中を見られて、水がきれいになっているのに感動しました。

5日間本当によい体験が出来たと思います。本当にありがとうございました。

## 臨時総会が開催されました

去る、平成19年2月1日（木）午後2時から、熊本市のホテルニューオータニ熊本において、臨時総会が開催されました。

臨時総会では第1号議案『新会館建設（案）について』、第2号議案『定款の一部変更（案）について』の2議案が上程され満場一致で提案通り承認されました。

ご承認を頂きました内容概要は以下の通りです。

今後とも、これまで同様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



### 第1号議案 新会館建設について

- (1) 移 転 先 熊本県上益城郡嘉島町大字上仲間字塘添227番86  
(嘉島リバゾン卸売団地内)
- (2) 内 容 土地面積：1,871㎡  
建 物：鉄骨一部二階建  
建築面積：655㎡  
述床面積：995㎡
- (3) 費 用 土地費用：8,207万円  
建物費用：9,800万円（概算）
- (4) 建設期間 (自) 平成19年3月頃～(至) 平成19年8月頃
- (5) 業務開始 平成19年9月頃

### 第2号議案 定款の一部変更について

(定款第1章第2条(事務所))

変更前：この法人は、主たる事務所を熊本市に置き、必要に応じ理事会の同意をえて従たる事務所を置くことができる。

変更後：この法人は、主たる事務所を熊本県上益城郡嘉島町大字上仲間字塘添227番86に置き、必要に応じ理事会の同意をえて従たる事務所を置くことができる。

## 編集後記

今回は、「第20回全国浄化槽技術研究集会」の内容を中心に編集いたしました。当協会からも、島田好久副会長、野口憲行検査員の発表もあり、実りの多い研究集会となったと思います。

今年はいよいよ新会館の建設が始まります。新たな気持ちで新会館への移転がスムーズに出来るよう、身を引き締めて励んでいきたいと思ひます。

二宮 和果・吉野英美子

発行日：平成19年2月1日

発行人：横山英生

社団法人 熊本県浄化槽協会

本部 / 〒862-0965 熊本市田井島3丁目9番18号  
TEL (096) 370-3355 FAX (096) 370-3388